

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ●ピノキオ幼児舎センター南園の理念・基本方針について、運営法人の株式会社三光商事(以下、法人という)は株式会社ピノコーポレーション(直営園・フランチャイジー含め、関東圏内で42園展開)(以下、ピノコーポレーションという)とフランチャイズの提携により、全ての系列園で統一した理念・基本方針で保育を実施しています。保育理念は「ひとりひとりに、のびやか保育」であり、基本方針に「ひとりひとりに合わせた配慮」、「思いや気持ちに寄り添う」、「友達との関わりを大切に作る」、「子どもも保育者もいつでも笑顔でいる」、「生命の維持・情緒の安定を図る」を掲げています。職員に対しては、年1回の園長との面談時に、保育理念・基本方針について話し、確認をしています。保護者へは、ホームページや「入園のご案内」に明文化している他、玄関にも掲示し、周知しています。また、入園時には「入園のご案内」に沿って説明すると共に、運営委員会や保護者会(年2回)でも保育理念・基本方針について伝え、周知しています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ●経営・福祉事業業界の動向については、横浜市及び都筑区の園長会議等に参加し、連携を図りながら情報収集及び把握に努め、得た情報は法人本部に報告し、併せてピノコーポレーションのサポートサービス事業部にも報告しています。アドバイスがある場合は、スーパーバイザーによる保育環境の分析結果を基に運営のサポートにつなげています。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> ●経営課題については、法人が資金・運営計画を策定し、ピノコーポレーションのサポートサービス事業部のサポート・アドバイスを参考にしながら、課題の抽出を行っています。保育内容に関する課題等については、月1回開催している法人が運営している系列3園の園長会議にて課題を共有し、3か月に1回のピノコーポレーションの幼児舎保育園会議にも報告し、改善に向けた取り組みを行っています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>●長期計画の策定については、法人で長期計画を作成し、併せてピノコーポレーションのサポートサービス事業部にも報告し、契約内容に沿っているか確認の上、スーパーバイジングを受け、「ピノキオ幼児舎」の事業計画を策定しています。</p>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>●中・長期計画に沿い、園の単年度の事業計画を策定し、ピノコーポレーションのサポートサービス事業部に提出し、方針に沿った計画が策定されているかの確認を受け、承認後、単年度の課題を示して次年度の計画につなげています。法人代表は、経営者として現状を十分把握した上で運営を進めています。フランチャイズ契約では資金計画を法人が行い、保育計画のノウハウはピノコーポレーションが提供し、園の現場実務は園長が行う鼎立(ていりつ)方式で園の運営を進めています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>●事業計画の内、資金・運営計画は法人で行い、保育に関する全体的な計画はピノコーポレーションのノウハウを活用して園が立案しています。事業計画の実施状況の把握や評価・見直しについては、資金・運営計画は法人の理事会で行い、全体的な計画は年度末の職員会議で職員と非常勤職員の参画の下に実施しています。前年度の事業計画の反省・振り返りに基づいて全体ミーティングで話し合い、評価、見直しを図り、次年度の行事計画に反映させています。事業計画の内容の周知については、園長及び主任までに留まっており、保育計画を作成する際に、園長から職員に口頭で周知しています。予算、資金計画に関しては法人社長から園長経由で園に示し、園長は予算内で園の運営を計画すると共に、全体的な計画を展開して年間指導計画、月案、週案を立案及び実施しています。</p>		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画の保護者への周知については、行事計画に落とし込み、わかりやすい形式にして年度初めの保護者会で書面及び口頭で説明しています。行事に保護者の参加を促す観点から、1ヶ月前には予定を配付し出欠席の案内を出しています。行事に参加してもらうことにより、園の理解につなげています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>●保育の質の向上については、職員間で話し合い、ピノコーポレーションのサポートサービス事業部のスーパーバイザーの意見を聞きながら当保育園に合うよう、全体計画、年間計画、月間計画、週案、日案、全ての計画においてチェックを受け、計画(P)、実行(D)、C(チェック)、A(実行)を行いながら、保育内容の改善を図り、次年度の計画につなげています。年1回は職員の自己評価に加え、ピノコーポレーションで作成された自己評価に基づき、保育に関する自己評価、及び年間計画の振り返りを行っています。ピノコーポレーションからも保護者に対してアンケートが実施され、集計結果は園にフィードバックされ、保育の質の向上につなげています。</p>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>●評価結果・取り組むべき課題の抽出については、自己評価の結果分析を基に職員会議で話し合い、法人を交え、ピノコーポレーションの意見も聞きながら改善に取り組んでいます。改善については、計画に基づいて行事、保育現場等での改善策を行っています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>●園長の権限と職務については、管理規定に明文化されており、事故やトラブル他、保育園での全ての責任は園長の責任であることを保護者、職員に伝えています。業務については、業務マニュアルを整備し、明文化された各種業務を職員に配付し、その範囲内の業務について責任と自覚を促しています。業務マニュアルは重要事項説明書にも明記し、保護者にも配付しています。</p>		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●園長は遵守すべき法令等を理解し、法令勉強会や研修会等に参加して情報を収集し、得た情報は職員に周知しています。また、守秘義務、個人情報取り扱いの注意喚起を行い、必要に応じて全体ミーティングで周知を図っています。個人情報の守秘等については、入職時に説明の上、同意書に提出してもらっています。不明点等が生じた際には都筑区の子ども家庭支援課に確認しています。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ●園長は、現状の保育の質について、ベテランの保育士が多く、技術面などにおいては、各職員の力量に任せてしまう場面もあります。入職時にはスタッフの心得を配付しており、折をみて、保育姿勢・勤務姿勢について話し合い、保育の質の向上につなげています。また、職員研修計画表通りに職員が研修に参加出来るようシフトを調整し、職員の質の向上を図っています。		
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ●人材の定着・育成に関しては、ピノコーポレーションのサポートサービス事業部のスーパーバイザーからもアドバイス等を得ながら、運営の改善に努めています。保育の内容によっては、年齢で区切られている仕切りを移動させ、広いスペースを確保して保育を行うなど、業務の実効性を高めています。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ●必要な福祉人材の確保については、人員計画を立て、計画に沿って必要な福祉人材の確保・定着に努めています。ピノコーポレーションのサポートサービス事業部より、スタッフリクルート方法、面接、採用方法についてアドバイスを受け、園での保育士採用に生かしています。職員の育成研修マニュアル等も整備し、新規に採用した職員へは、マニュアルに沿ってOJTによる、指導・教育を行っています。		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ●入職時に、配付しているピノキオ幼児舎の「スタッフの心得」の中に5つのお約束として、テーマは「のびやか保育」です。保育はクリエイティブだと考えています、お子様一人ひとりを見つめ、大切にします、お母様お父様とともに進みます、学びを育てます。」を掲げ、パンフレット、入園のしおりにも明確化し、職員に示しています。法人の育成法として、ピノコーポレーションのサポートサービス事業部のスーパーバイザーによるサポートを参考にして人事管理を行っています。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント> ●職員の就業状況については、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行うよう努めています。勤務形態に関しては、職員の就業状況や意向の把握に基づきシフトを作成しています。また、社労士を通して、職員の有給休暇の取得状況、残業時間の平準などを確認し、働きやすい環境作りに取り組んでいます。さらに、外部の医療法人と顧問契約を交わし、職員のメンタルヘル스에配慮した取り組みも行っています。職員の声を受け、福利厚生も昨年から導入しています。		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> ●ピノーコーポレーションので作成された自己評価に基づき、保育に関する自己評価、及び年間計画の振り返りも行っています。職員一人ひとりの育成については、自己評価の中に個人目標を記入する欄も設けられており、個人目標を立て、園長との面談(年3回)を通じて自己目標の進捗、必要課題を共有し、指導・助言を行う等、育成・資質向上に努めています。また、ベテラン職員も多いことから、キャリアアップシステムを導入し、積極的な研修参加を促し、資質向上に努めています。年2回、法人代表との個別面談を実施し、人事考課につなげています。		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ●フランチャイズであることから、保育目標・基本方針はピノーコーポレーションより、加盟園全てで統一されたものとなっており、教育・研修については、ピノーコーポレーションの基本方針に沿った形で、年度ごとに研修計画を立案し、職員のキャリアに応じて外部の研修参加を促し、法人の「求める職員像」の実現に向けて実施しています。		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント> ●教育については、入職時に新任職員に対してトレーナーを付け、OJTも実施しています。職員の配置人員を満たしていた場合は、1つのクラスだけでなく、フリーで全体の保育の様子を見てもらいながらOJTを実施するようにしています。外部研修については、年度ごとに研修計画を作成しており、必ず1人1回は参加出来るよう、シフトも調整を図るなどの配慮もしています。研修計画作成時には、職員の経験年数に合わせた階層別の研修へ参加を促しています。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ●ピノーコーポレーションにて研修受け入れのマニュアルが作成されていますが、現状では、実習生の受け入れは行っていません。実習生の修得希望のスキルを確認し、実習依頼校の要望にも沿えるようプログラムを作成しており、今後、実習生の受け入れ依頼があれば、積極的に受け入れを行う方針としています。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ●運営の透明性に努め、理念・基本方針、保育目標、保育の内容をホームページ、パンフレット等で周知し、予算、決算関係等は、ピノーコーポレーション、法人オーナーに報告しています。保護者から申し入れがあれば開示する体制があります。また、保育所における地域の福祉向上のための取り組み実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制・内容に関しても開示する等、運営の透明性に努めていきます。		

【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ●公正かつ透明性の高い運営については、ピノーコーポレーションのサポートサービス事業部から毎月、経営規定、運営規定、内部監査があり、必要に応じて指導や助言を受け、適正な運営に努めています。保育所に関する情報や内部監査等の指摘を踏まえ、実情に即した改善への取り組みを行うようにしています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ●地域との関わり方については、全体的な計画に「保護者、地域への支援」、「地域との交流」の項目を設け、地域との交流を広げるための取り組みを展開しています。地域支援の企画では、地域のお祭り等の行事への参加、近隣保育園との交流を図り、センター園の横浜市茅ヶ崎保育園からペイプサートを披露しに来てくれています。また、横浜市、都筑区のこどもみらいフェスティバルに参加し、パンフレットを配布しています。さらに、支援学校とも連携を図っています。		
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ●ボランティアの受け入れに関しては、園内で受け入れ体制を整備している段階であり、現時点では、未だ受け入れはありません。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ●関係機関等とは連携を図り、情報交換を行っています。園長は、横浜市及び都筑区の園長会議へ参加し、関係機関の関係者とも連携を図っています。公的な社会資源との連携では、都筑区役所、警察署、消防署、横浜市北部地域療育センター、北部児童相談所等と連携を図っています。園は0歳～2歳児の保育室であり、2歳児以降の子どもについては、受け入れ先である地域の他法人の保育園・幼稚園と連携を図っています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ●地域の福祉ニーズの把握では、横浜市及び都筑区の園長会議に参加し、関係機関の情報を意識して把握するよう努めています。情報の収集については、保健所の運営委員会、横浜市北部地域療育センター、都筑区役所等から情報を収集している他、連携園である他法人の保育園との交流活動を通して地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。		

【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ●地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動については、都筑区のこどもみらいフェスティバルに参加した際にパンフレットを配布している他、園見学時に、保護者の保育・育児相談に乗っています。地域の防災対策では、園がテナントとして入居しているマンションの総合防災訓練に参加しています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ●理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、少人数制保育で、子ども一人ひとりと向き合った保育を実施しています。職員は、子ども一人ひとりの個性や性格を把握し、保護者と連携を図りながら、子どもたちの自主性を伸ばす保育を心がけています。職員へは、法人のマニュアル、研修会等で、基本的人権について法令の勉強会で理解を深め、今後も継続して勉強会を実施して研鑽を図り、保育に生かしていきます。		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント> ●子どものプライバシー保護・個人情報保護に関しては、入職時に園長からオリエンテーションで説明を受け、周知徹底を図っています。職員は、プライバシー保護に関して同意書を交わし、職員としての心構え、マニュアル、研修会を通して、子どものプライバシー保護、虐待防止に関する知識を深め、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務を心得、意識して保育に当たっています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> ●理念・基本方針や保育の内容、園の特性等を記載した文書として、園見学の際にパンフレットを配付し、園のホームページにも情報を記載しています。園見学時には、施設内の案内及び保育サービスについてパンフレットに沿って説明を行っています。見学の時間や日時は保護者の希望や意向を尊重していますが、子どもの様子が伝わりやすいように、活動している時間を勧めています。		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> ●保育の開始、変更の際には必ず説明会を開催し、保育の内容、卒園後(2歳児以降)の流れについて丁寧な説明を心がけています。保護者が理解しやすいよう資料を作成するなどの配慮をしています。		

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●園は小規模保育室であり、2歳児以降になると、他園に転園することになります。転園後も、これまでの保育の連続性、継続性を維持できるよう、成長記録を添付して、園での生活の様子や情報を他園に提出するに当たり、個人情報等の漏洩に配慮しながら情報伝達を行い、転園後も保育が継続出来るように支援しています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●保護者の満足度の把握に関しては、アンケート、懇談会、個人面談の他、送迎時の会話、連絡ノート等から意向等の把握に努めています。保護者会には全職員が参画し、保護者からの声を共有し、要望に応じられるよう迅速に対応しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>●苦情解決の仕組みについては、重要事項説明書(入園のご案内)に保育責任者(園長)、法人代表、第三者委員を記載し、保護者に配付する共に、玄関にも掲示しています。保護者からの意見や要望等を受けた場合は、記録・保管を行い、改善策を職員間で話し合い、該当保護者へ回答しています。</p>		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>●保護者が意見を述べやすい機会の設定として、アンケート、送迎時の会話、連絡ノート、保護者会、個人面談等、保護者が相談しやすい環境の整備に努めています。保護者には入園時に、相談する保育士の選択、第三者委員を含めて相談して良いことを説明しています。また、保護者からの相談に乗る時は、多目的スペース(0歳児室兼食堂)を利用しています。</p>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>●保護者からの相談や意見に対する組織的な対応については、送迎時に話すようにしています。送迎時には相談や話しやすい雰囲気作りに努め、受けた相談や意見は速やかに共有し、問題等に対して組織的かつ迅速な対応を心がけています。また、保護者の心配事や不満については直ぐに情報を共有化して対応すると共に結果を直接保護者に伝えています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>●安心・安全なサービスについて、安全確保についての責任・手順はピノーコーポレーションで作成されたマニュアルに記載され、マニュアルを基に対応し、ミーティング等で引継ぐ体制を整えています。事故等が発生した場合には、事例を検証する等、再発防止の実施に努めています。</p>		

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●感染症の予防や発生時について、ピノコーポレーションの「感染症対応のマニュアル」を備えています。感染症の情報については、都筑区役所等から情報を入手し、「ぴのっこ健康だより」や感染症情報を貼り出し、保護者へ周知および注意喚起を行っています。園内で感染症が発生した場合には速やかに該当児の保護者へ連絡し、医療機関での受診を勧めると共に、蔓延情報等を周知しています。また、近隣に病児保育の施設もあることを知らせ、保護者に配慮した対応に努めています。感染症の予防策として、玩具や備品等の消毒に努め、蔓延防止に努めています。また、消毒用噴霧ボトルを設置してウィスル対策に努めています。</p>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●災害時の対応については防災計画、自衛消防組織を編成し、保育を継続するための必要な対策を行うようにしています。ピノキオ幼児舎センター南園はマンションの2階部分にあることから水害の心配はなく、火災、地震等の様々な場面を想定した訓練を実施し、マンションと合同の訓練にも参加しています。災害時の連絡等に備え、散歩時にはクラス用の携帯を持参し、保護者への安否確認については体制を整えています。災害対策として防災リュック(防災グッズ一式)を備え、備蓄は水、食料等を保存しています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>●保育の標準的な実施方法として、業務マニュアルを整備し、文書化ができています。業務マニュアルには子どもの尊重、子どものプライバシーの保護、権利擁護に関して具体的に示し、業務マニュアルに沿って、全体的な計画の展開を図っています。新入職員には業務マニュアルを手渡し、OJTによるトレーナーを付けた指導も行っています。保育実施については、基本的に画一的に行う保育ではなく、子どもの希望する活動を取り入れるよう工夫しています。</p>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>●標準的な保育の実施方法(マニュアル)の見直しについては、指導計画や年間カリキュラムの実施を通して自己評価で実態に合わないケースについては改善点を話し合い、保育所保育指針等の内容や職員、保護者からの意見等も含めて見直しを図り、ピノコーポレーション標準のマニュアルに加筆して反映できるようにしています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>●指導計画については職員のモニタリング記録及び、メンバー間で事例等を持ち寄り、クラス別及び個人別に検討を行い、配慮を要する子どもも踏まえて検討・修正等を実施しています。配慮を要する子どもについては、「子どもにとって一番わかりやすいのは何か」を考え、関係職員間の連携を踏まえ、その子が生き生きと園生活を有意義に過ごせるよう、全体で支援に当たっています。</p>		

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●指導計画の見直しについては、振り返りシートを活用してクラスの年間計画を期ごと、月ごと、週ごとに振り返りを行っています。指導計画の変更については業務マニュアルに記載され、月報に計画変更を記載して次月に反映させています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>●基本的書式、マニュアル類、全体的な計画等については、基本原案がピノコーポレーションから示されるので、それぞれに沿って子どもに関する保育の実施状況・発達状況、生活状況に関して記録し、園で作成した指導計画(日、週、月、期、年間)に沿い、保育を実践し、その記録を個人記録、健康月別記録にも記載しています。</p>		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>●個人情報の取り扱いについて、個人情報の保管期間は法定保存期間を最低限として保存し、必ず決められた鍵付きの書庫に格納し、園長を責任者として保管・管理体制を確立しています。機密保持、書類の守秘・保管については入職時のオリエンテーションで周知を図り、職員は実践しています。</p>		

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> ●ピノキオ幼児舎センター南園は、ピノコーポレーションのノウハウを活用して運営を進めており、保育目標・基本方針はピノコーポレーションのノウハウの展開を義務付けされており、そのピノコーポレーションの統一の目標を持って保育を展開しています。保育目標・基本方針は職員会議で評価・振り返りを行い、全体計画の見直しを行っています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント> ●室内の温度、湿度、換気、採光、音などについては常に配慮し、子どもが心地よく過ごせる環境整備に努めています。保育室内の清掃・清潔については、定時的には早番職員が必ず掃除を行う他、常に状況・様子を見ながら消毒・清掃を行い、清潔な空間を維持しています。玩具等の消毒についてはアルコール系の薬剤を用い、用途に応じた消毒方法を実施しています。消毒はアルコール系薬剤を希釈して玩具の消毒、保育室の噴霧、手指の消毒を行い、感染症の予防につなげています。		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<コメント> ●0歳～2歳児までの小規模保育室であり、ほぼ3歳に近い子もいる能力差の大きい年代構成のため、子どもの発達過程、家庭環境から生じる個人差が大きいことも理解し、制止する言葉、せかす言葉は使用せず、子どもと顔を合わせ、目を見て話しかけるよう心がけています。子どもの意向を汲み取ろうと全保育士は努力しています。		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
<コメント> ●一人ひとりの子どもの月齢の違い、発達状態に応じて基本的な生活習慣が身につくよう努めています。保育士は日々の保育の中で、子どもたちの様子について情報を共有し合いながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、基本的な生活習慣が身につけられるよう援助しています。高月齢から低月齢までが一緒に集団で過ごし、我慢している場面もあるので見守ったり言葉がけしたりしてのサポートを心掛けています。		

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p><コメント></p> <p>●子どもが自主的・自発的に遊びができるよう、年齢に応じた玩具や絵本を用意するなどして援助しています。</p> <p>園では1歳児、2歳児の保育室スペースの中央で仕切り、0歳児や1歳児の子どもは2歳児の遊び方や遊んでいる様子を見ている子どもには、保育士が声を掛け、遊びを協同できるように援助しています。1日の保育の中で散歩による戸外活動の時間を設け、身近な自然や商業施設の見学、地域の人、他園の子どもたちと挨拶を交わすなどして、社会的ルールや習慣が身につけられるようにしています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●0歳児の保育については、保育所保育指針に沿って先ず、愛着関係を最重点に保育を行いつつ将来の養護と教育の一体につなげるよう、環境整備に努めています。園では、子どもの目線に大人が合わせる保育を心がけ、職員との愛着関係(情緒の安定)の構築に努め、保育に当たっています。0歳児でも月齢が高い子どもは様々な興味や関心が芽生える時期に入るので、0歳児と1歳児の合同保育を行う等、0歳児の活動意欲をさらに増加できるように保育にあたっています。家庭との情報共有については、連絡ノート、登降園時のコミュニケーションを通して行い、家庭との一体感・関係の強化に努めています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●3歳未満児(1歳、2歳児)の保育については、養護と教育の一体的な展開を開始する期間と位置付けられていますが、まだ養護の比重が大きい時期を考慮し、子ども一人ひとりの状況に合わせ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。食事、排泄、活動や移動等、個々の成長に合わせてながら自分で行えること・行いたいことを尊重して援助を行い、適切な言葉がけ、生活習慣を自然に身に付けられるよう規則正しい生活を行い、お散歩等を通して社会性の育成、生活動作が身に付けられるよう様々な経験が積めるよう支援しています。また、絵本の読み聞かせ等で創造力を育み、色々なものに触れ・見て、知る機会を多く設けています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c
<p><コメント></p> <p>●3歳児以上の保育は行っていませんので「非該当」です。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●現在は障害のある子どもは在園していませんが、障害のある子どもも受け入れる他、配慮が必要な園児(まだ障害児の手帳が出る年齢には至っていないので)については面談を設け、子どもの最善の利益を一緒に考え、発達や成長について話せるようにしています。その子どもに対しては個別の指導計画を立て、経過の記録も残すようにしています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●長時間保育のための環境を整備し、家庭の延長のように寛いで過ごせるよう内装や職員の服装等、全てにおいて家庭的で温かい雰囲気を意識して設定するよう配慮しています。延長保育を含め、早朝から夜遅くまで利用している子どもについては、遊び方、安全対策に十分配慮するよう保育にあたっています。延長保育での受け渡しでは、申し伝え事項を口頭及び書面にて保護者に伝え漏れのないようにしています。</p>			
【A11】	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c
<p><コメント></p> <p>●3歳児以上の保育は行っていませんので「非該当」です。</p>			
A-1-(3) 健康管理			
【A12】	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●子どもの健康管理に関するマニュアルを整え、マニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの健康に関しては児童健康台帳で管理し、朝ミーティングで子どもの健康状態を職員間で共有しています。SIDSに関しては、睡眠時の呼吸確認等のマニュアルがあり、全職員に配付し、チェック時間は0歳児5分ごと、1歳児は10分ごと、2歳児15分ごとに安全確認を行い、安全な睡眠環境を整えると共に事故防止の徹底を図っています。</p>			
【A13】	A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <p>●健診は内科健診、歯科健診を保健計画に定めて実施しています。健診の結果については、速やかに保護者へお伝えし、通院が必要な場合は保護者へ知らせて治療を促しています。検診結果は「保健記録」として保管しています。</p>			
【A14】	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●アレルギー疾患等のある子どもに関しては、年に1回～2回、医師の診断書と共に「生活管理指示票」を提出してもらい、厚生労働省の「アレルギー対応ガイドライン」を基に適切に対応し、職員は「アレルギー対応ガイドライン」に沿って園内研修を実施して知識を深めています。アレルギー食の提供方法については、アレルギー対応（配膳）の手順を基に、保育士間で周知徹底を図り、誤配膳のないようにしています。配膳台や机や椅子、食器・トレイは別にして個人の名前を記載し、誤食防止に万全の体制で取り組みます。尚、食品を初めて食べさせる食材の場合には、自宅で試してもらい、問題ないことを確認してから利用するようにしています。</p>			
A-1-(4) 食事			
【A15】	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>●食事を楽しむことを大切に考え、ピノーコーポレーションの栄養士が作成した標準メニューを利用し、自園の調理師が味付け、調理方法を工夫し、子ども一人ひとりの咀嚼能力等に応じて食材の形状に配慮し、発達に合わせた献立とあたたかい食事を提供しています。職員は、子ども個々の好き嫌いを把握し、食事の量は子どもの申告制とし、苦手な食材が食べられた時は職員も一緒に喜び、完食できる喜びを味わえるようにしています。保護者に対しては、園での献立、味付け、離乳食の様子等、園での食事の様子や取り組み等については、献立表、食育だより、園内に掲示して伝え、理解を促しています。</p>			

【A16】	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<コメント> ●子どもの発育状況や体調等を考慮し、子どもの食べる量や好き嫌いを把握して喫食状況を記録し、残食チェックにより、子どもがおいしく安心して食事ができているかどうかを把握しています。自園の調理室では衛生管理マニュアルに基づき、調理室の清掃、給食職員の健康状態、冷蔵庫の温度管理等の管理に努め、安心・安全な食事が提供できる体制を整えています。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
【A17】	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> ●家庭との連携は、連絡ノートと送迎時での会話からコミュニケーションを図り、家庭と情報交換を行い、子どもの成長を共有しています。園は小規模保育室であり、定員は19名(現在の利用人数は17名)なので密に連携できる体制にあり、繊細な話の場合は担任が受け、主任が同席して話を聴くようにしています。また、個人面談、懇談会を通して園の理解を得る機会を設け、家庭の状況や保護者との情報交換を図っています。面談内容は必要に応じて記録を行い、職員間で情報共有をして保育に生かしています。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
【A18】	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> ●保育士は、保護者と送迎時等の日々のコミュニケーション時に、丁寧に話を聞くことで、保護者が相談しやすい環境作りを心がけています。定期的には年1回、保護者面談の日程を設け、保護者の都合に合わせて面談を行っています。相談内容に応じて、園長が助言・指導または同席をする等、対応できる仕組みを整えています。保護者からの相談、面談はいつでも受け付けていることを周知しています。			

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>●家庭での虐待等、子どもへの権利侵害事件は近年多くなっている状況を踏まえ、園における早期発見・早期対応が必要と考え、虐待の予防に努めています。家庭での養育の状況・保護者と子どもとの関わり、送迎時の視診、親子の表情・態度等を観察し、少しでも虐待等権利侵害が見られた場合は、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにしています。また、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう十分に注意を払い、登園時の子ども・保護者の様子や表情、着替え時、おむつ替え時等、子どもの心身の状態の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性を感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、職員間で対応を協議することになっています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>●年1回、職員の自己評価の実施に加え、ピノーコーポレーションで作成された自己評価に基づき、保育に関する自己評価、及び年間計画の振り返りを行い、保育の質の向上に努めています。目標を記入した自己評価シートの作成と日々の保育の振り返り(自己評価)を行い、園長との面接時に主体的に定めた目標の進捗や保育の改善、専門性の向上について話し合い、保育実践の改善に生かすよう努めています。</p>		